

大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項 (2022 年度一次募集)

I. 概要

派遣交換留学とは、東北大学の正規生を対象とした、本学と大学間学術交流協定を結ぶ海外の大学（以下、「大学間協定校」と記載する。）及び国際教育協会（IIE）の Global Engineering Education Exchange 加盟校（以下、「GE3 加盟校」と記載する。）へ交換留学生として通常 1 学期～1 年間留学する制度です。留学先大学等では現地学生と共に科目履修又は研究等を行い、単位取得も可能です。留学先大学等で取得した単位の本学における認定については、各部局において取扱いが異なります。また、授業料については、留学中も本学に納め、一部の大学を除き、派遣先大学へ支払う必要はありません。なお、本募集においては新型コロナウイルスの影響により、派遣先国・地域の状況、また、派遣先大学、本学の判断により派遣を中止・中断する場合があります。

1. 留学先大学等

大学間協定校約 250 機関及び GE3 加盟校約 70 大学から選ぶことが出来ます。派遣可能校については別紙「協定校一覧」を確認してください。

なお、留学先大学の語学等の派遣条件についてはグローバルラーニングセンターHPに掲載している「大学間学術交流協定校関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照してください。**(本募集にかかる各協定校の語学要件等の交換留学関連情報は 2021 年 10 月 1 日(金)以降に今回の募集内容に更新します。)**

URL: <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>

- ※ 留学先大学等によっては、年度により本学からの交換留学生を受け付けない場合があります。その場合は、選考の際に他の留学希望大学等の希望順位を繰り上げることがあります。
- ※ 各部局で海外の大学と学生相互交流の協定を締結している場合もありますが、それらの大学への留学希望者は、所属部局に問い合わせてください。(部局間学術交流協定に基づく留学)
- ※ 大学間協定校、GE3 加盟校の一部は重複しています。重複する大学に応募する場合は、原則、大学間協定による「交換留学生」として申請します。
- ※ 「大学間学術交流協定校関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」に記載されている大学の語学要件において「要確認」となっている大学は、現時点で語学要件の確認を取れていない大学です。留学を希望する場合は、早めに留学生課にメールで問い合わせてください。
- ※ 大学院生は交換留学生として受入れられない場合があるため、交換留学の可否について予め留学生課にメールで確認の上、応募してください。

【留学生課メールアドレス：sab_query@grp.tohoku.ac.jp】

2. 派遣期間

2022 年度夏・秋（通常 7 月～10 月）から 1 学期ないし 1 年間 ※各留学先大学等によって異なります。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

年	月	日 等	項 目
2021 年	10 月	1 日(金)	応募受付開始
		下旬頃	応募書類提出期限【Ⅲ.応募方法 2 参照】
	11 月	中旬	一次選考：書類審査
		19 日(金)～ 24 日(水)	二次選考：面接
	12 月	上旬	学内選考合格者決定
		中旬～随時	留学希望大学等への申請
13 日(月) 18:30～		第 1 回オリエンテーション	

2022年	2月	4日(金) 18:30～	第2回オリエンテーション
	6月	～随時	留学希望大学等から選考結果の受領
	7月	1日(金) 18:30～	第3回オリエンテーション
～随時		留学開始	
2023年	5・10月		事後報告会(帰国者対象)

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とします。

- (1) 本学の正規学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優秀な者
 ※学部・研究科によっては、留学開始時に在籍する課程を留学中に卒業・修了し、次の課程に進学することを許可しない場合があるため、予め所属学部・研究科に確認のうえ応募してください。(例:留学中に学士課程を卒業し博士課程前期の課程に進学する場合)
- (2) 留学希望大学等において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うために十分な語学能力がある者【下記「2.語学要件」参照】

2. 語学要件

語学要件は留学希望大学等における指導言語によって異なります。当該指導言語で、十分な授業科目数が開講され、希望する科目の履修が可能であるかもあわせて、各自留学希望大学のホームページ等で確認のうえ、下表により判断してください。

留学希望大学等における指導言語	語学要件 ※以下、指導言語毎に記載の要件を学内応募までに満たすこと。
① 英語	① TOEFL iBT® 61 (ITP500) 又は IELTS 5.5 以上のスコアを 2020 年 10 月 1 日以降に取得していること。 ② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。 ※【注 1】【注 2】【注 3】【注 5】【注 6】【注 7】
② 英語以外	① 語学検定試験等により本学で本交換留学プログラム応募時の語学要件として定めた「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」に照らし A2 相当以上を取得していること。 ② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。 ※【注 3】【注 4】【注 5】

注1. TOEFL®及び IELTS 以外の英語能力試験 (TOEIC®, 英検等) による応募は一切認めない。

注2. 留学希望大学等が語学要件を定めていない場合に限り、「①英語」-①に記載する期間に取得したスコアを有しない場合であっても、2018年10月1日～2020年9月30日の期間に記載の条件を満たすスコアを取得しており、応募時点において、所属する部局の長(学部長、研究科長)により記載の条件を満たすスコアを有するとみなせる者と認められる場合は要件を満たしたものと取り扱う。※詳細は、所属部局担当係に確認すること。

注3. スコアに有効期限が定められた試験の場合、2020年10月1日以降に取得したものであること。

注4. 学内応募時に注3のスコアを有しない場合及びドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語以外を指導言語とする場合は、留学希望学生が本学にて当該指導言語の講義等を担当する教員が発行する「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) に照らし A2 相当以上の語学能力を有している」旨の書面を、他の応募書類とともに提出する場合、応募を可能とする。

➤ URL : <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/cefr/>

注5. 留学希望大学等の語学要件等についてはグローバルラーニングセンターHPに掲載している「大学間学術交流

協定校 交換留学関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照すること。(2021年10月1日(金)に公開予定。※公開までは参考として、前回募集時の「各協定校の語学条件等の交換留学関連情報」を掲載しています。)

➤ URL : <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>

注6. 学内の TOEFL ITP[®]の試験を2021年10月5日(火)に実施する予定なので、受験を希望する学生は下記 URL より詳細を確認のうえ、申込、受験をすること。

➤ URL : https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/language/schedule/toeflitp_glc/

注7. 学内で実施する TOEFL ITP[®]や TOEFL iBT[®]は新型コロナウイルスの影響等により例年通り実施されない可能性があるため、実施されない場合に備え、自身で TOEFL iBT[®]、IELTS 等の試験を受ける準備を進めること。

3. その他の条件

- (1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- (2) 授業履修などのやむを得ない場合を除き、オリエンテーション3回、事後報告会の全てに参加すること。
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること。
- (4) 本学の定める海外旅行保険に加入すること【V.留学経費等(4)海外旅行保険参照】。

Ⅲ.応募方法

1.応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 派遣交換留学生候補者調書	所定	記入例を 必ず 確認のうえ作成すること。
② 指導教員/担任等の推薦状	所定	指導教員/担任等の署名が必要。
③ 学業成績証明書	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。なお、他大学等の成績表を提出する場合は、当該大学の成績評価基準を示す資料も一緒に提出すること。
④ 語学能力証明書の写し	-	留学希望大学等に応じた要件を満たしていることが証明可能なスコアシート等。 ※第1～5希望の留学希望大学等で語学要件が異なる場合は、それぞれについて要件を満たすことを証明するものが必要。 ※スコアに有効期限が定められた試験の場合、2020年10月1日以降に取得したものに限り。
所属する部局の長の推薦書	所定	前項「II.応募条件 2.語学要件」の①注2に該当する場合に限り、語学能力証明書の写しと併せて提出。※所属部局担当係が作成。
語学担当教員の書面	任意	前項「II.応募条件 2.語学要件」の②注4に該当する場合に限り、語学能力証明書の写しに代えて提出。

⑤ 派遣交換留学誓約書	所定	2部作成し、1部を後日提出し、もう1部は各自保管しておくこと。なお、保護者等は以下のとおりとすること。 ※日本人学生：成人した家族及び親戚 留学生：成人した家族及び親戚または指導教員
-------------	----	---

【様式ダウンロード】

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成すること。

➤ <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>

【提出書類作成上の留意事項】

- ①についてはエクセルデータ、②～⑤についてはPDF等のデータで提出すること。
- 作成すべき当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

応募書類を所属部局（学部・研究科又は学科・専攻）担当係宛てにデータで提出すること。

(3) 応募書類提出期限

部局により異なるので、必ず所属部局（学部・研究科又は学科・専攻）担当係に確認すること。

IV.選考・結果通知

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接選考

一次選考後、二次選考の有無については留学生課から応募学生に直接連絡します。

※今回の応募について、2020年11月2日～2021年10月29日の期間に、グローバルラーニングセンター教員による留学アドバイジング【VI.その他（1）参照】（オンラインでのアドバイジングを含む）を受けている者については、二次選考を免除する可能性があります。

※面接選考はZoomを使用し実施するので、各自PC、ネットワーク環境を準備してください。

【参考】各選考における評価のポイント

- ①留学の目的及び動機
- ②授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③異文化適応能力
- ④問題解決力
- ⑤語学力及び学業成績

(3) 学内選考の結果通知

2021年12月上旬（予定）に、所属部局担当係を通じてお知らせします。

V.留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。

(2) 授業料

大学間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、協定校からは授業料は徴収されません。

（ただし、大学によっては授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります）

本学の授業料は納付する必要がありますのでご注意ください。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記「申請可能な奨学金」を参照してください。

➤ 奨学金情報：<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/scholarship/>

※上記で紹介している奨学金については日本国籍以外の学生は対象となりませんのでご注意ください。

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、

「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下、「付帯海学」という。）への加入を必須としています。

なお、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要があります。各加入の保険料は留学生本人の自己負担とします。

➤ 付帯海学：https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI.その他

(1) 留学アドバイジング

海外留学プログラムや留学に関する様々な疑問に、国際経験豊かなグローバルラーニングセンター教員がお答えしますので、積極的に活用してください（当面の間、オンラインでの実施となります）。なお、【IV.選考・結果通知(2)二次選考：面接選考】にも記載のあるとおり、指定の期間内に留学アドバイジングを受けた応募者については二次選考を免除する可能性があります。

➤ 留学アドバイジング：<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/advising/advising-sa/>

(2) 留学希望大学の選択

- 「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】には、留学希望大学等を最大第5希望まで記入してください。応募書類提出期限後の追加・変更は受け付けません。
- 第1から第5希望まで、いずれも学内応募時に所定の語学要件を満たしている必要があります。
- 第1から第5希望の全てについて、HP等で履修可能な学部/研究科や専攻、開講授業（非英語圏の留学希望大学で英語での科目履修を希望する場合、英語により十分な数の授業科目が開講されているかの確認を含む）、出願要件等を十分に調べた上、できる限り志望動機に沿う大学を選択してください。
- 学内選考では、留学希望大学等として記入のあった大学等に対してのみ審査を行います。希望上位の大学等から順に審査を行い、「学内選考合格」となった場合は1校に対して申請することが出来ます。

※申請方法等の詳細は別紙「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】の記入例を参考にしてください。

(3) 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- 1 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- 2 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- 3 健康を害し留学が困難となったとき
- 4 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- 5 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- 6 その他、本学が留学を適当でないと判断するとき

(4) 留学希望大学等における受入れ可否、および所属学部や研究科等の決定

原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行いますが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。留学希望大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分が決定します。

(5) 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

(6) イギリスの大学への留学

イギリスの大学に留学する場合、ビザの申請に IELTS スコアが必要となります。その際、TOEFL は受け付けられませんのでご注意ください。

(7) アメリカ合衆国の大学院への留学

大学院学生で、アメリカ合衆国の大学の博士前・後期課程に留学希望する学生は、GRE (Graduate Record Examinations)の受験が必要となる場合があります。

(8) 協定校又は国・地域における保険加入

協定校又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「V.留学経費等(4)海外旅行保険」に記載のとおり「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(「付帯海学」)と合わせて加入する必要があります。

(9) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI.その他 (3) 合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害、感染症・疫病の流行等の不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用(キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む)は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。(新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により、プログラム派遣中においても派遣中断の判断する場合があります。)

(10) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況や世界の情勢等により、大学が交換留学による海外渡航を許可する条件等に変更が生じる場合があります。また、交換留学による海外渡航に必要な手続きや提出書類が新たに生じる場合があります。